

西宮市中小企業従業員表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内における中小企業の事業所及び中小企業団体の事務所（以下「事業所等」という。）に勤務する従業員を表彰し、勤労意欲の高揚を図るとともに商工業の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 商業 卸売業、小売業、不動産業、運輸・通信業及びサービス業をいう。
- (2) 工業 鉱業、建設業及び製造業をいう。
- (3) 従業員 表彰日現在事業所等に勤務する者で、法人事業所については代表者及び役員、個人事業所については事業主、事業主の配偶者及び事業主と親子関係にある者（独立の生計を営む者を除く。）以外の者をいう。
- (4) 中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する企業をいう。
- (5) 中小企業団体 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条に規定する団体で、本市中小企業でその構成員の過半数を占めるものをいう。

(表彰区分)

第3条 表彰の種類は、特別永年勤続者表彰、永年勤続者表彰及び優良従業員表彰とする。ただし、次に定める第3条の2及び第4条並びに第5条の被表彰者としての資格を有するものは、本人及び本人の所属する事業所等の代表者及び役員、並びに業務に従事する者が西宮市暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年西宮市条例第67号）第2条各号に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないこととする。

(被表彰者の資格)

第3条の2 特別永年勤続者表彰を受ける資格を有する者は、事業所等に勤務する従業員で、次に掲げる期間を引き続き良好な成績で勤務した者とする。ただし、過去において本市で同趣旨の表彰を受けた者を除くものとする。

商業 35年以上 工業 35年以上

第4条 永年勤続者表彰を受ける資格を有する者は、事業所等に勤務する従業員で、次に掲げる期間を引き続き良好な成績で勤務した者とする。ただし、過去において本市で同趣旨の表彰を受けた者を除くものとする。

商業 15年以上 工業 20年以上

第5条 優良従業員表彰を受ける資格を有する者は、事業所等に勤務する従業員で、次の各号の一に該当する者とする。ただし、過去において本市で同趣旨の表彰を受けた者を除くものとする。

- (1) 次に掲げる期間を引き続き良好な成績で勤務した者
商業 7年以上 工業 10年以上
- (2) 職務に関し有益な研究、発明、考案又は改善を行い、能率の増進に寄与した者で、商業にあっては3年以上、工業にあっては7年以上勤務し、特に事業所等が所属している団体代表者の推薦がある者
- (3) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を有する障害者で3年以上

にわたってその障害を克服し、模範的な職業人として良好な成績で勤務した者
(勤務期間の計算)

第7条 前3条に規定する勤務期間の計算は、9月末日現在、市内の事業所等に勤務している者が、当該事業所等において引き続いて勤務した期間とする。

2 前項の規定による在職期間の計算は、当該事業所等に就職した日の属する月から被表彰資格を有する年の9月までの月数によるものとする。

3 合併若しくは分離又は組織の変更等により事業所等の名称を改めた場合においても、実質的に同一事業所等と認められる場合は、勤務期間を通算するものとする。

(推薦)

第8条 第3条の2、第4条及び第5条に該当する従業員を雇用している事業所等の代表者又は事業所等が所属している市内の業界団体の代表者は、別に定める日までに、受賞候補者推薦書(様式2号)を提出することができる。

(被表彰者の決定)

第9条 被表彰者の決定は、前条の規定に基づく受賞候補者を第3条、第3条の2、第4条及び第5条の規定により市長が決定するものとする。

2 受賞が決定した被表彰者が、表彰期日までに次の各号に該当したときは表彰を取消すものとする。

(1) 職務上の行為により処罰を受けたとき。

(2) 住民として好ましくない行為があったとき。

付 則

1 この要綱は、昭和57年4月1日から適用する。

2 西宮市商工業優良従業員表彰要綱及び西宮市商工業永年勤続者表彰要綱は廃止する。

付 則

この要綱は、昭和61年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、昭和62年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、昭和63年7月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成元年7月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成6年7月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成12年12月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成25年6月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成25年7月1日から実施する。